

資料 2

消費者庁説明資料

AV出演強要問題と消費者契約法・消費者団体訴訟制度

消費者契約法(別添1)

- 消費者と事業者との間の情報・交渉力の格差に鑑み**消費者契約**(消費者と事業者との間の労働契約を除く契約)について適用される**民事ルール**
- 退去妨害等の**不当な勧誘** → **取消し**
- 平均的損害を超える違約金 → **無効**
等の**不当な契約条項**

消費者団体訴訟制度(別添2)

- 内閣総理大臣が認定した適格消費者団体(※1)が**不当な勧誘・不当な契約の停止を請求できる差止請求**(消費者契約法の実効性確保)
 - 適格消費者団体のうちから更に認定された特定適格消費者団体(※2)が消費者被害を集団的に回復することができ被害回復
- ※1 全国に17団体 ※2 全国に2団体

いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題等に関する今後の対策

- 消費者契約法の適用がある場合(※3)に、契約が取り消されたり無効になる場合があることを**業界関係者に周知**

※3 これまでアダルトビデオに出演したことのない女性が街を歩いていたり突然スカウトされ、継続する意図なくアダルトビデオに出演する契約を締結したような場合には、消費者契約法の適用があと考えられる。

- 適格消費者団体がAV出演強要問題における**不当な勧誘等**に対して**実効的に差止請求**ができるよう**環境整備**

- ・平成29年9月、周知のための通知文を発出(別添3)
- ・消費者契約法の改正法案を国会に提出中(別添4)
- ・改正法が成立した際には改めて通知文を発出予定

- ・平成29年6月、消費者庁・適格消費者団体・被害者支援団体で三者会合を開催
- ・平成29年11月、適格消費者団体が、業界団体に対して、共通契約書に関する意見書を提出

消費者契約法の概要

別添1

立法及び改正の経緯

【成立】消費者契約に関する包括的な民事ルールとして平成12年5月に成立（平成13年4月施行）

【平成18年改正】適格消費者団体による差止請求制度（消費者団体訴訟制度）を導入（平成19年6月施行）

【平成20年改正】差止請求の対象を景品表示法上の不当表示及び特定商取引法上の不当行為に拡大（景品表示法関連は平成21年4月施行、特商法関連規定は平成21年12月施行）

（※）食品表示法の制定により、差止請求の対象を食品表示法上の不当表示に拡大（平成27年4月施行）

【平成28年改正】過量契約の取消しや、消費者の解除権を放棄させる条項の無効の規定を設けるなど、取消し・無効に関する民事ルールを改正（平成29年6月施行）

内容

●消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力の格差に鑑み、

契約の**取消し**及び**契約条項の無効**等について規定（民法の特別法）

●消費者と事業者との間で締結された契約（＝消費者契約）であれば、労働契約以外のあらゆる契約が対象

【不当な勧誘】→ **取消し**

- ・不実告知（第4条第1項第1号）
- ・断定的判断の提供（第4条第1項第2号）
- ・不利益事実の不告知（第4条第2項）
- ・不退去（第4条第3項第1号）
- ・退去妨害（第4条第3項第2号）
- ・過量契約（第4条第4項）

【不当な契約条項】→ **無効**

- ・事業者の損害賠償責任を免除する条項（第8条）
- ・消費者の解除権を放棄させる条項（第8条の2）
- ・消費者が支払う損害賠償の額を予定する条項等（第9条）
- ・消費者の利益を一方的に害する条項（第10条）

【消費者団体訴訟制度】

内閣総理大臣の認定を受けた適格消費者団体は、消費者被害の未然防止・拡大防止を図る観点から、事業者の不当な行為に関し、差止請求をすることができる

（※）適格消費者団体は、全国に17団体。これまでに約50件の差止請求訴訟を提起するなど差止請求権を行使

（平成30年3月末現在）

平成30年3月時点

概要

○ 内閣総理大臣が認定した消費者団体が、消費者の利益の擁護のために、事業者に対して、訴訟等を行うことができる制度

- ① 適格消費者団体の差止請求
- ② 特定適格消費者団体の被害回復

差止請求

○ 適格消費者団体が、事業者の不当な勧誘・契約条項の使用・表示について中止を求めることができる制度

※ 17団体が認定

○ 消費者被害の防止を目的

○ 消費者契約法の実効性確保策として、平成18年消費者契約法改正により創設

※ 平成19年6月から運用開始
差止請求権は、その後、景品表示法、特定商取引法、食品表示法にも規定

○ 約450件の実績（うち約50件で訴訟）

被害回復

○ 特定適格消費者団体が、事業者の不当な行為により生じた財産的被害を集団的に回復するための制度

※ 特定適格消費者団体は、適格消費者団体の中から認定（2団体が認定）

○ 消費者被害の回復を目的

○ 平成25年消費者裁判手続特例法の制定により創設

※ 平成28年10月から運用開始
運用開始後の消費者契約が対象

○ 諸外国の制度の長所短所を検討し、我が国に適した新しい二段階型の訴訟制度

※ オプトイン制度を採用

消制度第 162 号
平成 29 年 9 月 15 日

特定非営利活動法人知的財産振興協会 御中

消費者庁消費者制度課長

アダルトビデオ出演強要問題と
消費者契約法の適用について（周知）

日頃より、消費者行政への御理解をいただき、厚く御礼を申し上げます。

近年、女性に対し、本人の意に反してアダルトビデオへの出演を強要する問題が発生しております。この問題は、被害者の心身に深い傷を残しかねない重大な人権侵害であるとともに、女性活躍の前提となる安全で安心な暮らしの基盤を揺るがす問題であるため、政府を挙げて、その根絶に取り組むこととされております（平成 29 年 5 月 いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題等に関する関係府省対策会議決定）。

アダルトビデオへの出演を強要された被害者とプロダクション等との間には契約が成立していると考えられますが、この契約については、別添のとおり、消費者契約法の適用があると考えられる場合があります。

消費者契約法の適用がある場合は、勧誘に際して、

- ① 重要事項について事実と異なることを告げること、
- ② 消費者（被害者）が勧誘されている場所から退去する旨の意思を示したにもかかわらず退去させないこと
などの事業者（プロダクション等）の不当な勧誘行為があれば、消費者は、締結された契約を取り消すことができます。
また、
- ③ 契約の解除に際して、事業者が生ずべき平均的な損害の額を超える違約金を定める契約条項
- ④ 消費者の権利を制限し、または消費者の義務を加重するものであって、信義誠実の原則に反して消費者の利益を一方的に害する契約条項
などの不当な契約条項は無効となります。
さらに、
- ⑤ 上記のように、事業者により不当な勧誘行為がなされていたり、不当な契約条項が用いられていたたりする場合には、内閣総理大臣が認定した適格消費者団体が、その差止めを求めることができます。

関係各位におかれましては、このような消費者契約法の規律を御理解いただき、消費者に対して不当な勧誘行為がなされたり、不当な契約条項が用いられたりすることがないように御留意いただいた上で、被害の防止・救済への御協力を御願いたします。

本件担当：消費者制度課

消費者契約法担当 (03 - 3507 - 9148)

消費者団対訴訟制度担当 (03 - 3507 - 9252)

以上

(別添)

消費者契約法の適用範囲

消費者契約法は、「消費者」と「事業者」との契約（消費者契約）について、労働契約を除いて、広く適用されます。

ここで「消費者」とは、事業として又は事業のために契約当事者となる場合を除く個人を指し、「事業者」とは、法人その他の団体及び事業として又は事業のために契約当事者となる場合の個人を指します。そして、「事業」とは「一定の目的をもってなされる同種行為の反復継続的遂行」をいうものです。

(参考1) 消費者と事業者

消費者	個人（事業として又は事業のために契約当事者となる場合を除く。）
事業者	①法人その他の団体 ②事業として又は事業のために契約当事者となる場合の個人

(参考2) 消費者契約法の適用範囲

契約当事者	消費者契約法の適用
消費者と消費者との契約	なし
消費者と事業者との契約	あり（労働契約を除く。）
事業者と事業者との契約	なし

したがって、例えば、これまでアダルトビデオに出演したことのない女性が街を歩いていたところ突然スカウトされ、継続する意図なくアダルトビデオに出演する契約を締結したような場合などには、この女性は「消費者」に該当すると考えられます（なお、女性とプロダクションとの契約において、複数のアダルトビデオに出演することを内容とする包括的な出演契約が締結されることもあります。個別事情にもよりますが、包括的な出演契約であることから、直ちに、当該女性が「消費者」に該当しないこととなるわけではありません。）。

<経緯>

平成28年改正

- ・過量契約の取消権
- ・消費者の解除権を放棄させる条項の無効 等

【衆・参消費者特委 附帯決議】
今後の検討課題について
必要な措置を講ずる旨

消費者
委員会
答申
(29年8月)

平成30年改正

消費者と事業者の交渉力等の格差に鑑み、
消費者契約に関する被害事例等を踏まえ対応

取り消しうる不当な勧誘行為の追加等

①社会生活上の経験不足の不当な利用

(1)不安をあおる告知

例：就活中の学生の不安を知りつつ、「このままでは一生成功しない、この就職セミナーが必要」と告げ勧誘

(2)恋愛感情等に乗じた人間関係の濫用

例：消費者の恋愛感情を知りつつ、「契約してくれないと関係を続けない」と告げて勧誘

②契約締結前に債務の内容を実施等

例：注文を受ける前に、消費者が必要な寸法にさお竹を切断し、代金を請求

③不利益事実の不告知の要件緩和

例：「日照良好」と説明しつつ、隣地にマンションが建つことを、故意に告げず、マンションを販売
→故意要件に重過失を追加

事業者の努力義務の明示

- ①条項の作成：解釈に疑義が生じない明確なもので平易なものになるよう配慮
- ②情報の提供：個々の消費者の知識及び経験を考慮した上で必要な情報を提供

無効となる不当な契約条項の追加等

①消費者の後見等を理由とする解除条項

例：「貸借人(消費者)が成年被後見人になった場合、直ちに、貸貸人(事業者)は契約を解除できる」

②事業者が自分の責任を自ら決める条項

例：「当社が過失のあることを認めた場合に限り、当社は損害賠償責任を負う」

地方消費者行政強化交付金

平成30年度予算額
24億円

概要

- 国として取り組むべき重要な消費者政策の推進のため、積極的に取り組む地方公共団体を支援する。
- 国の政策による制度変更等について正確な情報を消費生活センターが消費者に提供できるよう消費生活センターの機能の維持・充実を図る。
- 引き続き、どこに住んでも質の高い相談・救済が受けられるよう体制整備を支援する。

地方消費者行政強化事業（補助率：1/2）

- 国として取り組むべき重要な消費者政策
 - SDGsへの対応
 - 若年者への消費者教育の推進
 - 訪日・在日外国人向け相談窓口の整備
 - 地方公共団体における法執行の強化
 - 風評被害防止のための取組

地方公共団体
への支援

- 国の政策推進等への対応
 - ギャンブル等依存症対策
 - AV出演強要問題
 - 成年年齢の引下げ
 - 軽減税率の導入

等

- （国として取り組むべき重要な消費者政策への取組）
 - 地方公共団体における国として取り組むべき重要な消費者政策の推進。

- ⇒ 中期的・計画的な取組を支援
- ・複数年（3年程度）の取組
 - ・PDCAサイクルによる進捗管理

- （消費生活センターの機能の維持・充実）

- 消費生活センターにおける国の政策推進等への対応力を強化

- 国が指定する研修への参加

地方消費者行政推進事業（旧地方消費者行政推進交付金）（補助率：定額※）

※：毎年度の交付金の支出限度額は、各都道府県（管内市町村を含む）の消費者行政予算の総額の2分の1まで（被災4県及び熊本県は3分の2まで）

- 平成29年度までに『地方消費者行政推進交付金』等を活用してきた消費生活相談体制の整備等の事業について引き続き支援。
- 被災4県及び熊本県においては、特例的に平成30年度の新規事業の立ち上げを支援。

平成30年度 独立行政法人国民生活センター 教育研修事業（予定）

平成30年4月現在
独立行政法人国民生活センター

注）予定人員については、これまで同様に対応可能な限り受け入れます。

*開催場所：全場の詳細については、各研修の実施要領にてご連絡いたします。

1. 消費者行政職員研修			(10コース)	指定講座★：「国の指定する研修」として地方消費者行政強化交付金の対象となります。	趣旨及び概要	指定講座	実施期間	開催場所
講座名 受講対象	コース数	予定人員	※内容は変更の可能性がありますがその詳細は実施要領にて確認をお願いいたします。					
管理職講座 地方公共団体の消費者行政担当課長、消費生活センター所長及びこれらに準ずる管理職	相模原1	72	消費者行政部門の管理職として、着任間もない時期に国の消費者行政の動向や施策のポイント、業務上必要となる法律・制度の基礎知識、消費者教育や消費者行政の効果を高める庁内外との連携について学ぶ。受講者間の今後の交流につながる情報交換や懇親会も行う。					平成30年 5月24日（木） - 5月25日（金） 相模原事務所 研修施設
管理職講座in徳島 都道府県の消費者行政担当課長、消費生活センター所長及びこれらに準ずる管理職。 *希望があれば、市町村等の職員（管理職）も受講可能	徳島1	72	消費者行政部門の管理職として、国の消費者行政の動向や施策のポイント、業務上必要となる法律・制度の基礎知識、消費者教育や消費者行政の効果を高める庁内外との連携について学ぶ。受講者間で今後の交流につながる情報交換を行う。また、消費者安全確保地域協議会の県内全域設置等、消費者行政新未来創造プロジェクトにおける徳島県での取組を紹介する。					平成30年 10月25日（木） - 10月26日（金） 徳島県 鳴門合同庁舎
職員講座(基礎コース) 地方公共団体の消費者行政職員	相模原2	72	消費者行政担当部門に着任間もない職員又は消費者行政に関して基礎から習得したい行政職員に向けて、消費者問題の歴史、業務上最低限知っておきたい法律知識、消費者教育推進の必要性等について基本的な知識を習得する。実践的な知識を基に消費者行政の現状を理解する。受講者間の今後の交流につながるグループ討議や懇親会も行う。				① 平成30年 5月16日（水） - 5月18日（金） ② 平成30年 6月4日（月） - 6月6日（水）	相模原事務所 研修施設
職員講座(基礎コース)in徳島 地方公共団体の消費者行政職員	徳島1	72	消費者行政担当部門に着任間もない職員又は消費者行政に関して基礎から習得したい行政職員に向けて、消費者問題の歴史、業務上最低限知っておきたい法律知識、消費者教育推進の必要性等について基本的な知識を習得する。実践的な知識を基に消費者行政の現状を理解する。受講者間の今後の交流につながるグループ討議を行う。さらに、消費者行政新未来創造プロジェクトにおける徳島県での取組を紹介する。					平成30年 6月13日（水） - 6月15日（金） 徳島県 鳴門合同庁舎
【新設】職員講座(実務講座) 情報発信(啓発等)の業務または消費生活相談業務に従事している地方公共団体の消費者行政職員	相模原2	36	消費者に届けたい情報を効果的に発信するためのノウハウを習得し、他機関との連携などを習得する。また、消費生活相談を適切かつ迅速に行うための支援として、消費生活相談員・行政職員それぞれの役割の理解や、円滑な相談業務運営のための体制整備、消費生活相談員への効果的なバックアップの在り方などを学ぶ。				① 平成30年 6月19日（火） - 6月21日（木） ② 平成30年 7月9日（月） - 7月11日（水）	相模原事務所 研修施設
【新設】職員講座(実務講座)in徳島 情報発信(啓発等)の業務または消費生活相談業務に従事している地方公共団体の消費者行政職員	徳島1	36	消費者に届けたい情報を効果的に発信するためのノウハウを習得し、他機関との連携などを習得する。また、消費者問題の迅速な解決や、自立した消費者を育成する啓発・教育活動を警察や教育委員会などの他の機関と一体となって行っている徳島県消費者情報センターの取組について紹介するとともに、担当職員との意見交換を行う。					平成30年 9月12日（水） - 9月14日（金） 徳島県 鳴門合同庁舎
PIO-NETデータ活用セミナー 地方公共団体でPIO-NETデータの活用及びデータチェックや決裁を行う消費者行政職員・非常勤職員(消費生活相談員を含む。)	相模原2	72	PIO-NETデータの決裁・登録の流れや、登録の意義、データのチェックポイントを国民生活センターで日々PIO-NETの運営や問合せに対応している職員から直接学んだ上で、PIO-NETデータの集計・検索方法のほか、情報提供や注意喚起等へのデータの活用について実習を交えて学ぶ。				① 平成30年 6月21日（木） - 6月22日（金） ② 平成30年 7月19日（木） - 7月20日（金）	相模原事務所 研修施設

(77コース)

2. 消費生活相談員研修

講座名 受講対象	コース 数	予定 人員	趣旨及び概要	指定 講座	実施期間	開催場所
消費生活相談員基礎講座 地方公共団体で消費生活相談業務に従事している経験の浅い者又は基礎を学び直したい消費者行政職員及び消費生活相談員	(7)		消費生活相談を適切に解決するために必要な基礎知識及び相談処理技法の基本を習得する。基礎知識の理解、知識の定着、実践への応用と段階を踏んで学ぶことを目的とし、「基本コース」、「実務コース」、「フォローアップコース」をそれぞれ実施する。			
基本コース	相模原 2	50	消費生活相談の意義と役割を踏まえ、行政窓口で消費生活相談業務を行う上で必要不可欠な基礎知識及び技法を集中的に学ぶ。相談対応の心構えや消費者行政、消費者関連法等に関する講義のほか、聴き取りに関するロールプレイや、受講者相互の情報交換なども行う。 ★AV出演強要対応	★	① 平成30年 5月28日 (月) - 6月1日 (金) ② 平成30年 6月25日 (月) - 6月29日 (金)	相模原事務所 研修施設
実務コース	相模原 2	72	「基本コース」で学んだ知識を相談実務において活かすための技法や法令適用の考え方を学ぶ。特定商取引法関連、情報通信、金融など各分野の相談事例をもとにしたケーススタディを中心に、受講者相互の情報交換も行う。 ※「基本コース」未受講であっても受講可能です。		① 平成30年 10月24日 (水) - 10月26日 (金) ② 平成30年 11月12日 (月) - 11月14日 (水)	相模原事務所 研修施設
フォローアップコース	相模原 2	72	相談現場で得た経験を踏まえ知識や技術のフォローアップを目的とする。講義や事例検討、経験豊富な消費生活相談員や受講者相互の情報交換を通じて自分自身の目標の再確認を行うとともに、具体的な相談事例をもとに相談対応を再確認しつつ、消費者被害救済や未然防止のための制度や連携の在り方など消費生活相談員としてステップアップするための知識やノウハウを学ぶ。 ※「基本コース」「実務コース」未受講であっても受講可能です。		① 平成31年 2月20日 (水) - 2月22日 (金) ② 平成31年 3月4日 (月) - 3月6日 (水)	相模原事務所 研修施設
基本短縮コースin徳島	徳島 1	72	消費生活相談の意義と役割を踏まえ、行政窓口で消費生活相談業務を行う上で必要不可欠な基礎知識、消費生活相談員としての姿勢をコンパクトに学ぶ。消費者行政、消費者関連法等に関する講義や、受講者相互の情報交換なども行う。 ★食品の放射能への風評被害対応	★	平成30年 7月11日 (水) - 7月13日 (金)	徳島県 鳴門合同庁舎
【新設】主任・リーダー相談員研修 主任・リーダー的な役割を担う消費生活相談員	相模原 1	50	主任・リーダー的な役割を担う消費生活相談員に期待される立場と役割(後進の育成、委員会・審議会における情報発信等)を再確認するとともに、消費者関連法規の改正ポイントの確認、他機関との連携、経験の浅い消費生活相談員への助言・指導などについて、講義や事例検討、経験豊富な消費生活相談員(講師)や受講者相互の情報交換を通じて、より一層のレベルアップを図るための知識やノウハウを学ぶ。		平成30年 12月6日 (木) - 12月7日 (金)	相模原事務所 研修施設
専門・事例講座 地方公共団体で消費生活相談業務に従事している消費者行政職員及び消費生活相談員	(24)		消費生活相談を適切かつ迅速に解決するために必要な専門知識及び相談処理技法の習得・向上を目指し、必要な知識・ノウハウ等について、講義や事例検討、参加・体験型のアクティブラーニング等を通して学ぶ。受講者相互の情報交換なども行う。			
【テーマ】 情報通信サービス関連の消費者トラブル サービスサービスの仕組みを中心にー	相模原 2	72	情報通信サービスの仕組みを理解し、関連する法律知識や相談対応の技法を習得する。また、講義のほか、スマートフォン等の基本動作の確認や具体的な事例を用いたケーススタディも行う。 ★軽減税率対応	★	① 平成30年 4月25日 (水) - 4月27日 (金) ② 平成30年 5月14日 (月) - 5月16日 (水)	相模原事務所 研修施設

決済手段をめぐる消費者トラブル	相模原 3	72	多様化・複雑化する決済手段の仕組み、ルールなど基本的な内容を押さえた上で、新しいサービス・複雑でわかりにくいサービス、関係する法律等について学ぶ。さらに、具体的な相談事例を用い、相談における聴き取りや、事業者との交渉のポイントを学ぶ。		① 平成30年 6月13日 (水) - 6月15日 (金) ② 平成30年 7月2日 (月) - 7月4日 (水) ③ 平成30年 9月10日 (月) - 9月12日 (水)	相模原事務所 研修施設
【新設】特定商取引法関連の消費者トラブル-訪問販売、通信販売、電話勧誘販売を中心に-	相模原 3	72	消費生活相談に必要な特定商取引法の知識及び相談対応の技法を習得する。法令の解説を行う講義のほか、訪問販売・通信販売・電話勧誘販売に関する相談事例をもとにグループ討議や全体討議も行う。		① 平成30年 7月11日 (水) - 7月13日 (金) ② 平成30年 9月3日 (月) - 9月5日 (水) ③ 平成30年 9月25日 (火) - 9月27日 (木)	相模原事務所 研修施設
土地・住宅関連の消費者トラブル	相模原 3	72	土地・住宅に関する法律や建築構造の基礎知識、賃貸・売買・リフォーム等に関わる消費者トラブルの実態を踏まえた専門知識等を学ぶ。最近の相談事例を用いたケーススタディ等により、相談受付時に必要な聴き取りのポイントや相談処理の方法を習得する。		① 平成30年 9月19日 (水) - 9月21日 (金) ② 平成30年 10月15日 (月) - 10月17日 (水) ③ 平成30年 10月31日 (水) - 11月2日 (金)	相模原事務所 研修施設
自転車・自動車関連の商品知識と消費者トラブル	相模原 2	72	危害・危険のトラブルが多い自転車、個体差があるため契約トラブルになりやすい中古車を中心とした自動車の相談に必要な法律や商品知識、相談対応の技法について学ぶ。また、商品テスト施設を利用して、実物を見ながら、自転車・自動車の基本構造やトラブルが起りやすい部分などの知識を深める。		① 平成30年 10月3日 (水) - 10月5日 (金) ② 平成30年 10月29日 (月) - 10月31日 (水)	相模原事務所 研修施設
金融・保険関連の消費者トラブル	相模原 3	72	消費生活相談に必要な金融・保険商品の知識や関連する法律知識について学ぶとともに、トラブルが増加している仮想通貨や関連商法にも触れながら、具体的な相談事例を用いて相談における聴き取りや、事業者との交渉のポイントを学ぶ。		① 平成30年 10月10日 (水) - 10月12日 (金) ② 平成30年 11月14日 (水) - 11月16日 (金) ③ 平成30年 12月10日 (月) - 12月12日 (水)	相模原事務所 研修施設
特定商取引法関連の消費者トラブルin 徳島	徳島 1	72	消費生活相談に必要な特定商取引法の知識及び相談対応の技法を習得する。法令の解説を行う講義のほか、相談事例をもとに相談処理のポイントを学ぶ。		平成30年 10月10日 (水) - 10月12日 (金)	徳島県 鳴門合同庁舎
インターネット通販関連の消費者トラブル	相模原 3	72	相談件数が多いインターネット通販について、トラブルの解決に必要な法律知識や決済手段の仕組みを学ぶ。最近の相談事例を用いたケーススタディ等により、相談受付時に必要な聴き取りのポイントや相談処理の方法を習得する。		① 平成30年 10月17日 (水) - 10月19日 (金) ② 平成30年 11月7日 (水) - 11月9日 (金) ③ 平成30年 12月17日 (月) - 12月19日 (水)	相模原事務所 研修施設
【新設】食品関連の法律、商品知識と消費者トラブル	相模原 2	72	消費生活相談の現場で活かすことのできる食品に関する法律や商品に関する知識を学ぶ。相談の多い健康食品に関する事例を中心に、危害・危険を含む相談における聴き取りのポイントや相談処理の方法を習得する。 ★原産地表示、食品の放射能への風評被害対応	★	① 平成30年 12月4日 (火) - 12月6日 (木) ② 平成31年 1月21日 (月) - 1月23日 (水)	相模原事務所 研修施設
【新設】特定商取引法関連の消費者トラブル-連鎖販売取引、特定継続的役務提供、業務提供誘引販売取引を中心に-	相模原 2	72	消費生活相談に必要な特定商取引法の知識及び相談対応の技法を習得する。法令の解説を行う講義のほか、連鎖販売取引、特定継続的役務提供、業務提供誘引販売取引に関する相談事例をもとにグループ討議や全体討議も行う。		① 平成31年 2月13日 (水) - 2月15日 (金) ② 平成31年 3月11日 (月) - 3月13日 (水)	相模原事務所 研修施設

専門・事例講座(1泊2日コース) 地方公共団体で消費生活相談業務に従事している消費者行政職員及び消費生活相談員	(17)	消費生活相談を適切かつ迅速に解決するために必要な専門知識及び相談処理技法の習得・向上を目的とし、最近の動向や必要な知識・ノウハウ等について具体的な事例を交えた講義などで、1泊2日でコンバンクに学ぶ。				
【テーマ】 消費生活相談に必要な最近の制度・法改正	相模原 2	72	最近改正された主な法令や制度の解説等を中心に、相談事例なども交えながら相談現場に直結する情報や知識を習得する。受講者相互の情報交換も行う。 ★成年年齢引下げ対応	★	① 平成30年 5月8日 (火) - 5月9日 (水) ② 平成30年 6月11日 (月) - 6月12日 (火)	相模原事務所 研修施設
情報通信サービス関連の消費者トラブルin徳島	徳島 1	72	情報通信サービスに関する新しいサービスについての情報や様々な相談対応に必要な法律知識、相談対応の技法を習得する。		平成30年 6月28日 (木) - 6月29日 (金)	徳島県 鳴門合同庁舎
多重債務問題解決に向けた消費生活相談-心理的背景から連携まで-	相模原 2	72	多重債務問題の解決のために、相談者の心理的背景や多重債務に陥る構造的因を理解するとともに、消費生活相談における対応や福祉や司法等の関係機関への連携について学ぶ。 ※受講対象に福祉部局等の担当職員も含む。 ★キャンブル依存対応	★	① 平成30年 7月23日 (月) - 7月24日 (火) ② 平成30年 9月18日 (火) - 9月19日 (水)	相模原事務所 研修施設
高齢者が遭いやすい消費者トラブル-アクティブシニアの実態や支援制度も-	相模原 2	72	アクティブシニアを含む高齢者に関する消費者トラブルに対応するために、高齢者の心理や行動実態、必要な支援制度やサービスに関する知識及び相談対応の方法を学ぶ。 ※受講対象に福祉部局等の担当職員も含む。		① 平成30年 9月13日 (木) - 9月14日 (金) ② 平成30年 10月9日 (火) - 10月10日 (水)	相模原事務所 研修施設
【新設】若者が遭いやすい消費者トラブル-成年年齢引下げを視野に-	相模原 2	72	民法における成年年齢引き下げの議論が進む中で、若者にどのような影響があるのかを考えながら、若者が遭いやすい消費者トラブルの傾向や特徴、またその相談に対応するために必要な知識等について、具体的な事例をもとに学ぶ。 ★成年年齢引下げ対応	★	① 平成30年 9月27日 (木) - 9月28日 (金) ② 平成30年 10月22日 (月) - 10月23日 (火)	相模原事務所 研修施設
高齢者が遭いやすい消費者トラブルin徳島-地域連携の取組や支援制度も-	徳島 1	72	徳島県における高齢者の消費者被害を防ぐ地域連携の取組などをもとに、高齢者に関する消費者トラブルに対応するために必要な支援制度やサービスに関する知識及び相談対応の方法を学ぶ。希望者には「消費者行政新未来創造オフィス」見学も実施。 ★食品の放射能への風評被害対応	★	平成30年 11月8日 (木) - 11月9日 (金)	徳島県 徳島市内 県庁周辺会場
インターネット通販関連の消費者トラブルin徳島	徳島 1	72	相談件数の多いインターネット通販について、トラブルの解決に必要な法律知識や決済手段の仕組みを学ぶ。		平成30年 12月6日 (木) - 12月7日 (金)	徳島県 鳴門合同庁舎
電気通信サービス関連の消費者トラブル-電気通信事業法を中心に-	相模原 2	72	電気通信サービスに関わる消費者トラブルの相談対応に必要な知識、特に電気通信事業法について理解を深める。また、具体的な事例をもとに相談対応の際の聴き取りのポイントや技法を習得する。		① 平成30年 12月13日 (木) - 12月14日 (金) ② 平成31年 1月28日 (月) - 1月29日 (火)	相模原事務所 研修施設
【新設】旅行関連の消費者トラブル-オンライン取引を中心に-	相模原 2	72	旅行関連の消費者トラブルに対応するために必要な法律や制度に関する知識、相談対応のポイントについて、オンライン旅行取引や民泊等の最近の動向を交えながら学ぶ。		① 平成31年 1月24日 (木) - 1月25日 (金) ② 平成31年 2月12日 (火) - 2月13日 (水)	相模原事務所 研修施設
【新設】多様化する消費生活と相談対応-ペット/葬儀サービス・お墓をめぐる消費者トラブル-	相模原 2	72	多様化する消費生活において、近年変わりつつあるペットサービスと葬儀サービス・お墓をテーマに、基本となる民法をはじめ関連する法令の知識や最近の相談傾向を理解すること、相談対応に役立てる。		① 平成31年 1月31日 (木) - 2月1日 (金) ② 平成31年 2月18日 (月) - 2月19日 (火)	相模原事務所 研修施設

PIO-NETセミナー 地方公共団体で消費生活相談業務に従事している消費者行政職員及び消費生活相談員	相模原 3	72	消費生活相談情報の充実を図るため、消費生活相談情報のPIO-NET入力等について日々PIO-NETの運営や全国からの問合せに対応している国民生活センター担当職員からの講義及び演習を通じその知識・技法等を学ぶ。		① 平成30年 7月4日 (水) - 7月6日 (金) ② 平成30年 8月1日 (水) - 8月3日 (金) ③ 平成30年 8月29日 (水) - 8月31日 (金)	相模原事務所 研修施設
専門講座地域コース (地方公共団体と共催) 地方公共団体で消費生活相談業務に従事している消費者行政職員及び消費生活相談員	12		消費生活相談を適切かつ迅速に解決するために必要な専門知識の習得・向上に資する内容の研修を各地で開催する。 【テーマ】			
		100	決済手段をめぐる消費者トラブル		① 平成30年 8月2日 (木) - 8月3日 (金)	愛知県
		50	特定商取引法関連の消費者トラブル		② 平成30年 8月30日 (木) - 8月31日 (金)	岩手県
		70	消費生活相談に必要な最近の制度・法改正		③ 平成30年 9月6日 (木) - 9月7日 (金)	鹿児島県
		120	消費生活相談に必要な最近の制度・法改正		④ 平成30年 9月13日 (木) - 9月14日 (金)	大阪府
		50	決済手段をめぐる消費者トラブル		⑤ 平成30年 9月27日 (木) - 9月28日 (金)	北海道 札幌市
		60	消費生活相談に必要な最近の制度・法改正		⑥ 平成30年 10月4日 (木) - 10月5日 (金)	長崎県
		80	旅行関連の消費者トラブル		⑦ 平成30年 10月25日 (木) - 10月26日 (金)	石川県
		70	特定商取引法関連の消費者トラブル		⑧ 平成30年 11月21日 (水) - 11月22日 (木)	新潟市
		70	若者が遭いやすい消費者トラブル		⑨ 平成30年 11月29日 (木) - 11月30日 (金)	岡山県
		100	食品関連の法律、商品知識と消費者トラブル		⑩ 平成30年 12月20日 (木) - 12月21日 (金)	宮城県
		90	高齢者が遭いやすい消費者トラブル		⑪ 平成31年 1月31日 (木) - 2月1日 (金)	栃木県
80	旅行関連の消費者トラブル		⑫ 平成31年 2月21日 (木) - 2月22日 (金)	千葉県		
相談関連業務支援コース (地方公共団体への講師派遣事業) 地方公共団体で消費生活相談業務に従事している消費者行政職員及び消費生活相談員	10 ～ 13	40	都道府県又は政令指定都市が主催する消費生活相談に関連する講座に有識者等を派遣し、学習機会の支援を行うとともにその充実を図る。			地方公共団体と協議の上決定

3. 消費者教育推進のための研修

(13コース)

講座名 受講対象	コース 数	予定 人員	趣旨及び概要	指定 講座	実施期間	開催場所
消費者教育に携わる講師養成講座 【基礎コース】-基礎を中心に若者向け・高齢者向けの講座実施を目指す- 地方公共団体の消費者行政職員及び消費生活相談員等	相模原 1	36	※内容は変更する可能性がありますので詳細は実施要領にて確認をお願いいたします。 地域において消費者講座の講師として活動する際に求められる、講師としての心得や話し方のポイント、講座案作成、講座実演などに関する知識を習得する。また、需要の多い若者向け、高齢者向け講座を実施するための実践的手法の基礎を総合的に学ぶ。 ★成年年齢引下げ対応		平成30年 5月9日 (水) - 5月11日 (金)	相模原事務所 研修施設
消費者教育に携わる講師養成講座 【基礎コース】-基礎を中心に若者向け・高齢者向けの講座実施を目指す-in徳島 地方公共団体の消費者行政職員及び消費生活相談員等	徳島 1	36	地域において消費者講座の講師として活動する際に求められる、講師としての心得や話し方のポイント、講座案作成、講座実演などに関する知識を習得する。また、需要の多い若者向け、高齢者向けの講座が行えるよう実践的手法の基礎を総合的に学ぶとともに、現職教員による出前授業や教材作成のポイントについて学ぶ。 ★成年年齢引下げ対応	★	平成30年 5月30日 (水) - 6月1日 (金)	徳島県 鳴門合同庁舎
【新設】消費者教育に携わる講師養成講座 【応用コース】-幼児・小学生への講座実施に向けて- 地方公共団体の消費者行政職員及び消費生活相談員等	相模原 1	36	幼児、小学生向けの消費者教育講座を行う際に必要となる知識や技法について学ぶ。グループに分かれて今後活用できる企画案等を検討する。		平成30年 5月21日 (月) - 5月23日 (水)	相模原事務所 研修施設
【新設】消費者教育に携わる講師養成講座 【応用コース】-中学生・高校生への講座実施に向けて- 地方公共団体の消費者行政職員及び消費生活相談員等	相模原 1	36	民法における成年年齢の引き下げの論議が進む中で、中高生に必要な消費者教育を考へながら、講座の実施に必要な知識について学ぶ。また、講座の実演等を通じて講座作りの技法やノウハウを習得し、実際にグループに分かれ講座案等を検討する。 ★成年年齢引下げ対応	★	平成30年 6月6日 (水) - 6月8日 (金)	相模原事務所 研修施設
【新設】消費者教育に携わる講師養成講座 【応用コース】-高齢者・軽度な知的障がい者、及び見守り関係者への講座実施に向けて- 地方公共団体の消費者行政職員及び消費生活相談員等	相模原 1	36	消費者被害に遭うことの多い高齢者や軽度な知的障がい者、見守る立場にある民生委員などに向けての出前講座で求められる、被害防止・被害救済のための先進的な取組や教材、効果的な手法などについて実演を交えて学ぶ。 また、出前講座の対象者の特性・役割などの情報提供や教材紹介も行き、講座を組む上で配慮すべきポイントなどを学ぶ。		平成30年 7月17日 (火) - 7月19日 (木)	相模原事務所 研修施設

消費者教育学生セミナー【共催】 消費者教育を志す大学生、大学院生	相模原 1	72	消費者教育の先進的な取組などを学ぶとともに、演習・ワークショップを通じて、身近な問題から「消費者被害の未然防止」及び「消費者市民社会」実現に向けて何ができるかを考え、さらに、受講者相互の交流を通じて消費者教育への理解を深めることを目的とする。		平成30年 9月6日 (木) - 9月7日 (金)	相模原事務所 研修施設
教員を対象にした消費者教育講座 全国の高等学校、高等専門学校、特別支援学校等の教員、または教員経験があり現在消費生活センターにおいて消費者教育に携わっている者 (小・中学校、中学校の教員も参加可能)	相模原 1	36	民法における成年年齢引き下げの議論を踏まえた対応を中心に、消費者庁作成の高校生(若年者)向け消費者教育教材『社会への扉』の活用や若者の消費生活相談の現状、今後の制度・仕組みの変更がどのように影響するのかを学ぶ。 ★成年年齢下げ対応	★	平成30年 8月8日 (水) - 8月9日 (木)	相模原事務所 研修施設
教員を対象にした消費者教育講座in徳島 全国の高等学校、高等専門学校等の教員、または教員経験があり現在消費生活センターにおいて消費者教育に携わっている者 で消費者教育の推進に関心のある者	徳島 1	36	民法における成年年齢引き下げの議論を踏まえた対応を中心に、消費者庁作成の高校生(若年者)向け消費者教育教材『社会への扉』の活用や若者の消費生活相談の現状、今後の制度・仕組みの変更がどのように影響するのかを学ぶ。 ★成年年齢下げ対応	★	平成30年 7月24日 (火)	徳島県 徳島市 あわぎんホール
教員を対象にした消費者教育講座in東京 全国の高等学校、高等専門学校等の教員、または教員経験があり現在消費生活センターにおいて消費者教育に携わっている者 で消費者教育の推進に関心のある者	東京 1	36	民法における成年年齢引き下げの議論を踏まえた対応を中心に、消費者庁作成の高校生(若年者)向け消費者教育教材『社会への扉』の活用や若者の消費生活相談の現状、今後の制度・仕組みの変更がどのように影響するのかを学ぶ。 ★成年年齢下げ対応	★	平成30年 11月30日 (金)	東京事務所
消費者教育コーディネーター育成講座 地方公共団体の消費者教育コーディネーター、消費者行政職員、消費生活相談員等	相模原 1	36	消費者教育コーディネーターの必要性、求められる役割、望まれる人材・体制等について、各地での取組の紹介やワークショップ、受講者相互の情報交換を通じて実践的な内容について学び、各自治体における活動の方向性を探る。 ★成年年齢下げ対応	★	平成30年 10月2日 (火) - 10月3日 (水)	相模原事務所 研修施設
消費者教育コーディネーター育成講座in徳島 地方公共団体の消費者教育コーディネーター、消費者行政職員、消費生活相談員等	徳島 1	36	消費者教育コーディネーターの必要性、求められる役割、望まれる人材・体制等について、各地での取組の紹介やワークショップ、受講者相互の情報交換を通じて実践的な内容について学び、各自治体における活動の方向性を探る。また、消費者教育資源の有効活用につながる人材バンク、現職教員による出前講座など、新たな消費者教育の場を創出する徳島県の取組について学ぶ。 ★成年年齢下げ対応	★	平成30年 11月21日 (水) - 11月22日 (木)	徳島県 鳴門合同庁舎
【新設】若者における消費者トラブル防止のための啓発講座 地方公共団体の消費者行政職員及び消費生活相談員等	徳島 1	36	民法の成年年齢引き下げを巡る今後の課題や若者の消費者トラブル未然防止に向けた啓発について、徳島県における取組や県内の大学キャンパス等でのフィールドワークなども交えながら学ぶ。 ★成年年齢下げ対応	★	平成30年 12月17日 (月) - 12月19日 (水)	徳島県 徳島市 四国大学交流プラザ・四国大学
専門知識アップデート講座 消費生活相談員、消費生活専門相談員、消費生活アドバイザー、消費生活コンサルタントのいずれかの資格を持っている者で、現在は消費生活相談業務に就いておらず、いずれ業務に就く意思のある者	相模原 1	72	消費生活相談員等の資格を持っているが消費生活相談業務の経験がない者や現在消費生活相談業務に就いていない者に対して、今後業務に携わった際に円滑に業務を行うことができるように、講義、ロールプレイング、ケーススタディを取り入れ、消費生活相談や消費者教育に関する専門知識の更新を図る。 ＊消費者安全法に基づく「消費生活相談員資格試験」の受験対策講座及び消費生活専門相談員の資格更新のための講座ではありません。 ＊消費者行政職員の受講はご遠慮ください。		平成31年 2月7日 (木) - 2月9日 (土)	相模原事務所 研修施設

4. 消費生活サポーター研修

(4コース)

講座名 受講対象	コース 数	予定 人員	趣旨及び概要 ※内容は変更する可能性がありますので詳細は実施要領にて確認をお願いいたします。	指定 講座	実施時期・期間	開催場所
地域の見守りネットワーク推進のための講座 地方公共団体の消費生活行政職員及び消費生活相談員等	相模原 1	36	高齢者や障がい者などの消費者被害の未然防止や早期発見のための見守りネットワークの構築に向けて、消費者安全法上の消費者安全確保地域協議会の設置、体制整備、継続運営のための課題やノウハウなどの実務的な内容について、先進事例の紹介、情報交換などから学ぶ。		平成30年 11月21日（水） - 11月22日（木）	相模原事務所 研修施設
地域の見守りネットワーク推進のための講座 in徳島 地方公共団体の消費生活行政職員及び消費生活相談員等	徳島 1	36	高齢者や障がい者などの消費者被害の未然防止や早期発見のための見守りネットワークの構築に向けて、消費者安全法上の消費者安全確保地域協議会の設置、体制整備、継続運営のための課題やノウハウなどの実務的な内容について、先進事例の紹介、情報交換などから学ぶ。また、県内全域への消費者安全確保地域協議会の設置を目指す徳島県での取組についても学ぶ。		平成31年 2月14日（木） - 2月15日（金）	徳島県 鳴門合同庁舎
地域の見守りネットワーク推進のための講座 (地域で取り組む人向け)〈1日コース〉 地域において高齢者の見守り等消費生活サポーターとして活動を行う者またはサポーター育成を行う者(福祉関係者・NPO・消費者団体等)	東京 1	36	地域における見守りネットワーク推進の意義や消費生活サポーターの役割を学ぶとともに、今後の活動のヒントとなるような実践例を知る機会とする。		平成30年 12月14日（金）	東京事務所
地域の見守りネットワーク推進のための講座 (地域で取り組む人向け)in徳島〈1日コース〉 地域において高齢者の見守り等消費生活サポーターとして活動を行う者またはサポーター育成を行う者(福祉関係者・NPO・消費者団体等)	徳島 1	36	地域における見守りネットワーク推進の意義や消費生活サポーターの役割を学ぶとともに、今後の活動のヒントとなるような実践例を知る機会とする。		平成31年 1月18日（金）	徳島県 徳島市内会場

5. 消費者リーダー研修

(1コース)

講座名 受講対象	コース 数	予定 人員	趣旨及び概要 ※内容は変更する可能性がありますので詳細は実施要領にて確認をお願いいたします。	指定 講座	実施期間	開催場所
全国消費者フォーラム 消費者、消費者団体、NPO、事業者（団体含む）、教育関係者、行政、福祉関係者、学生等	1	600	消費者市民社会構築のため、また、消費者の安全・安心を、地域社会全体で将来にわたって確保するため、消費者、消費者団体、NPO、事業者（団体含む）、教育関係者、行政、福祉関係者、学生などが地域それぞれの立場で活動、学習、調査・研究等を行った成果を報告・討論する場を提供する。		平成31年 2月26日（火）	東京都内

6. 企業職員研修

(4コース)

講座名 受講対象	コース 数	予定 人員	趣旨及び概要 ※内容は変更する可能性がありますので詳細は実施要領にて確認をお願いいたします。	指定 講座	実施期間	開催場所
消費者問題に関する企業職員セミナー 企業の消費者部門担当者をはじめとする職員	東京 4	80	企業における消費者志向経営、実務的な消費者関係法令並びに消費者に関連する制度の理解を促進するため、時宜に応じたテーマを設定し、実際の企業での取組なども紹介する。1日研修でコンパクトに業務に役立つ実践的なものとする。		日程等調整中	東京事務所

7. D-ラーニング(遠隔研修)

(12コース)

講座名 受講対象	コース 数	予定 人員	趣旨及び概要 ※内容は変更する可能性がありますので詳細は実施要領にて確認をお願いいたします。	指定 講座	実施期間	開催場所
D-ラーニング(遠隔研修) 地方公共団体の消費者行政職員及び消費生活相談員	12	-	消費生活相談を適切かつ迅速に解決するために必要な基礎知識・法改正等最新知識・トピックス的な情報等を映像コンテンツ化し、受講を希望する消費生活センター等に対してオンラインデマンド配信を行う。 ※D-ラーニングとはdistance learning(遠隔研修)の略。		平成30年7月以降順次配信	配信

※本計画は変更することがあります。また、各講座ごとに定める実施要領で、別途ご案内いたします。

ヒアリング項目： 「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『ＪＫビジネス』問題等に関する今後の対策」に基づく施策の推進

担当府省：消費者庁

第４次男女共同参画基本計画における記載箇所		115*：— 116*：第４分野 ２ 地方創生における女性の活躍推進 *重点方針 2017 の通し番号
女性活躍加速のための重点方針 2017 との関連	通し番号	115、116
	記載箇所	Ⅱ 女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現 １ 女性に対するあらゆる暴力の根絶 （２）若年層を対象とした性的な暴力の根絶 ②「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『ＪＫビジネス』問題等に関する今後の対策」に基づく施策の推進
女性活躍加速のための重点方針 2016 との関連	通し番号	—
	記載箇所	—
女性活躍加速のための重点方針 2015 との関連	通し番号	—
	記載箇所	—